

○ 市町村サービス一覧【阿波市】

【注意事項】							
○この表は、令和7年4月1日時点で可能な行政サービス等を掲載しています。							
掲載されていないものについても、市町村等との調整が完了したものから、順次、一覧表を更新する予定です。							
○サービス等を利用する際には、宣誓書受領証の提示のほか、各行政サービスの利用要件（収入や同一生計等）を満たす必要があります。							
（詳しくは、事前にサービス提供者（市町村）へご確認願います。							
○なお、一部のサービスによっては、宣誓書受領証の提示が不要な場合もあります。							

令和7年4月1日現在
（随時更新中）

番号	制度・行政サービス名	対象・内容	サービス提供に当たっての 留意事項	受領証又は受領カードの提示		問合せ先		備考
				必要	不要	担当課名	電話番号	
1	市営住宅の入居	市営住宅は、阿波市営住宅管理規則に「親族の範囲に配偶者とあり、事実上婚姻関係と同様の事情にある者」とみなす	現に市内に住所又は勤務場所を有する者であること	○		住宅課	0883-36-8731	
2	金婚・ダイヤモンド婚記念式典の対象者	パートナーシップの宣誓日を婚姻届出日として換算する	パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓を行った日付等が分かる公的書類が必要	○		社会福祉課	0883-36-6811	
3	阿波市で暮らそう住宅購入補助金の対象者	「阿波市で暮らそう住宅購入補助金」の対象者は、生計同一である配偶者とみなす		○		住宅課	0883-36-8731	
4	母子健康手帳の交付	妊婦が来庁できない場合に、配偶者と同様に代理申請ができる。	・妊婦本人のマイナンバーカード ・代理人の身分証明書 ・委任状 ※後日、本人と面談を実施します。詳細については、担当課に問い合わせください。	○		こども家庭センター	0883-36-6820	
5	災害時の安否情報の提供について	照会者は、事実上婚姻関係と同様の事情にある者とし、被災者の居所、負傷もしくは疾病の状況等の必要と認められる情報を提供する。		○		危機管理課	0883-36-8703	